

議 第 46 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する
条例の制定について

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例を次の
ように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例（平成 15 年条例第
49 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例（平成 15 年条例第
49 号）を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。